

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 県南広域振興局総務部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成24年7月10日及び同月11日

(2) 本監査実施日 平成24年8月22日

3 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車車検点検整備に係る需用費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、37,317円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費の支出については、担当者相互でのチェック体制を構築し、整備費用に係る帳票の作成を徹底するほか、「総務部所管公用車車検等点検管理票」により点検整備の進行を管理することとし、再発防止に努めることとした。